

令和4年(ワ)第30955号 国家賠償請求事件

原告 相嶋 [REDACTED] 外2名

被告 国

証拠説明書 1 (甲A号証)

令和5年1月5日

東京地方裁判所民事第30部合議2A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高田



弁護士 鄭 一 志



弁護士 河村



弁護士 我妻 崇 明



弁護士 山城 在 生



弁護士 三木 隼 輝



頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

なお、原告らが既に提出した訴状において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用います。

記

号証	標目	原本 写し の別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
甲A1の 1	死亡診断書	写し	R3.2.7	●●●● 病院	令和3年2月7日、亡相嶋が進行胃癌のため死亡したこと等。
甲A1の 2	死亡届	写し	R3.2.7	原告 ●●●● ●●	同上。
甲A2	診断書	写し	R2.10.16	順天堂大 学医学部 順天堂医 院	令和2年10月16日、亡相嶋が順天堂大学医学部順天堂医院において診察を受け、亡相嶋の悪性腫瘍が「進行胃癌」であり、「病期診断のため、精密検査が必要な状態であると判断する」と診断されたこと等。

以上